



## 働き方改革関連法説明会を開催しました



新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令等状況のため、年度当初から開催を見合わせておりましたが、感染拡大防止措置を講じたうえ、令和2年7月14日（火）、働き方改革関連法説明会を開催しました。



法定労働時間を超える労働を行わせる場合に必要となる時間外・休日労働に関する労使協定の作成方法のほか労働時間管理や年次有給休暇取得の留意点などについて理解を深めていただきました。

当署では、中小規模事業場を対象に、出張説明会のご希望も受付けています。

感染拡大防止措置を講じていただいた上でご利用ください。お問い合わせは、当署 労働時間相談・支援班まで。

## 中小規模事業者の皆様へ 訪問支援のご案内

これから、労働者を雇用する全ての事業主の方には、「働き方改革」に取り組んでいただく必要があります。そのためのご支援を、労働基準監督署の職員が個別に訪問の上、実施いたします。

なお、訪問支援は、相談・支援を趣旨とする制度であり、労働基準監督署が行う「監督指導」とは異なるものです。



36(サブロク)協定って何？  
パートさんにも年休が必要？

うちの会社の労働時間制度は  
このままでいいのだろうか？

訪問支援では、労務管理についての簡単な点検を実施し、お悩みやお問い合わせ等に対応するほか、以下のような働き方改革関連法への対応についてもアドバイスをいたします。



### トピック

#### － 「働き方改革関連法」が順次、施行されます －

##### Point 1

#### 時間外労働の上限規制が導入されます

2019年4月1日(中小企業は2020年4月1日)から、時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

##### Point 2

#### 年次有給休暇の確実な取得が必要です

2019年4月1日から、使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時期を指定して有給休暇を与える必要があります。

お申込方法はFAXで(申込様式は「裏面」にあります)

お申込み先：新潟労働基準監督署 労働時間相談・支援班

FAX：025 - 288 - 3575



「訪問支援」は、平成30年度から労働基準監督署で実施する制度であり、従来から労働基準監督署で行う「監督指導」とは異なるものです。

お申込については、本様式でFAXによりお受けするほか、所轄の労働基準監督署でも直接、お受けいたします。

お受けした申込に基づき、後日、所轄の労働基準監督署の担当者より、企業の担当者あて、日程調整等のご連絡をいたします。

訪問支援の際における御要望事項（たとえば、働き方改革関連法の概要を聞きたい、助成金制度について教えてほしい等）がありましたら、日程調整の際に、労働基準監督署担当者にお伝えください。

ご不明等の点につきましては、新潟労働基準監督署（電話：025-288-3572）にお気軽にお問い合わせください。

**FAX：025 - 288 - 3575**

## 「訪問支援」FAX 申込書

新潟労働基準監督署  
労働時間相談・支援班 あて 令和 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日

事業場名：

所在地：

電話番号：

担当者  
職・氏名